

指定通所介護に係る指定制限 Q&A

(その他の介護施設等に併設する場合の指定について)

Q1 住宅型有料老人ホームに指定通所介護事業所を併設して事業運営を考えているが、この場合、新規指定は認められるのか。

A1 認められません。

➤指定通所介護及び地域密着型通所介護のいずれのサービスも、他の介護施設等に併設する場合も制限の対象となるため、新規指定は認められません。また、短時間のサービス提供、機能訓練特化型のサービス等、事業所のサービス形態を問わず制限の対象になります。

(既存事業所の定員の増加)

Q2 指定制限後、既存の指定通所介護事業所の定員の増員は、新規指定ではないため、認められると考えてよいか。

A2 指定制限対象外のため、認められます。

➤指定制限の対象は新規指定であるため、指定制限期間中の定員の増員は認められます。

(既存事業所の定員の減少に伴う、地域密着型通所介護への移行)

Q3 既存の指定通所介護事業所の定員を減員し、地域密着型通所介護への移行を考えているが、この場合の地域密着型通所介護事業所の指定は認められるのか。

A3 認められません。

➤指定通所介護事業所から地域密着型通所介護への移行の場合、指定通所介護事業所を廃止し、地域密着型通所介護事業所の新規指定の取り扱いになります。介護保険事業計画における通所介護の供給量は減少しますが、地域密着型通所介護の供給量が見込量を上回るようになるため、制限の対象になり認められませんが、やむを得ない正当な理由が認められる場合に限り移行の協議を行いますので、事前に御相談ください。

なお、指定通所介護事業所若しくは地域密着型通所介護の各々の範囲内で減員する場合は認められます。

(運営法人の変更)

Q4 運営法人の変更を行いたいですが、変更後の法人が新規指定を受けることになるため、指定制限の対象になるのか。

A4 指定制限対象外のため、認められます。

➤運営法人が変更になる場合、変更前の法人が運営する事業所は廃止、変更後の法人が運営する事業所は新規指定の取り扱いになりますが、同一定員若しくは減員した定員数で引き続き事業所の運営が行われ、事業の継続性があると認められる場合については、制限対象サービスの見込量が供給量を上回ることがないため、指定制限の対象外とします。

(開設時期の遅延)

Q5 富士市と指定通所介護事業所の指定に係る事前協議を行ったときは、令和6年12月1日までに開設する予定だったが、事務の手続き等の遅れにより同年12月2日以降の開設になってしまうが、指定は認められるのか。

A5 認められません。

➤従業員の確保や事務の手続き等の遅れにより、令和6年12月1日までに事業所が開設できない場合は、事業所の指定は認められません。開設までのスケジュールを確認した上で、事前協議を行ってください。

ただし、建設工事が伴う場合であって、自然災害等によるサプライチェーンの停滞により、工事着手後に資材の納入が困難になり事業所の開設が遅れる場合は、事前に静岡県に相談してください。

(事前協議の方法)

Q6 事前協議は、誰がどのような方法で行えばよいか。

A6 事業を運営する法人の方が直接、富士市介護保険課窓口に来課、又はメールにより行ってください。

➤事前協議を行う場合は、事業を運営する法人の方が事前に担当窓口へ電話で連絡し、希望する協議方法を伝えてください。窓口で行う場合は、事前連絡の際に日程を調整し、協議当日に必要な資料を提出してください。メールで行う場合は、事前連絡後に必要な資料をメールで提出してください。

(事前協議の終了)

Q7 指定制限後の新規指定を希望する場合、令和6年5月31日までに事前協議を行う必要があるが、必要な書類を提出した時点で事前協議を行ったものとみなしてよいか。

A7 必要な書類を提出しただけでは事前協議を行ったものと認められません。事前に必要な書類を提出し、令和6年5月31日までに申請内容に関する書類審査を受けてください。

➤書類受理後、提出された資料の内容を審査します。審査の途中で事業所の指定にあたり不適切な内容があったり、確認したい事項があり追加で書類を提出していただく場合があります。

(事前協議に必要な書類)

Q8 事前協議時に提出する必要な資料とは、具体的にどのような書類を指すのか。

A8 ①事業開設計画書(指定様式)、②整備予定地の図面等(位置図、配置図、各階平面図、立面図、各部屋の面積表)、③運営法人の登記事項証明書の写し又は運営状況や事業概要が分かるパンフレット等を指します。

➤事前協議時に①から③の書類を富士市介護保険課窓口提出してください。

Q9 新たに法人を設立して指定通所介護の開設を考えており、現在、法人登記の途中である。このため、事前協議までに登記事項証明書の写しが提出できないが、事前協議を行うことは可能か。

A9 事前協議を行うことが可能です。

➤事前協議までに法人の登記事項証明書の写しが提出できない場合でも、事前協議を行うことは可能です。ただし、法人の登記事項証明書の写しは、事業所の指定申請手続に必要な書類になりますので、指定申請時までに御用意ください。万が一、指定申請時までに用意ができない場合は、事業所の指定ができませんので御注意ください。

Q10 予定している事業所が賃貸借物件であるが、事前協議時に賃貸借契約書の写しを提出する必要があるか。

A10 事前協議時の提出は不要です。

➤予定している事業所の物件が賃貸物件の場合、事前協議の際に必ずしも賃貸借契約書の写しを提出する必要はありません。ただし、事業所の指定申請手続に賃貸借契約書の写しが必要になりますので、指定申請時までに御用意ください。万が一、指定申請時までに用意ができない場合は、事業所の指定ができませんので御注意ください。

Q11 事業所の整備予定地が借地であるが、事前協議時に土地賃貸借契約書の写しを提出する必要があるか。

A11 事前協議時の提出は不要です。

➤事業所の整備予定地が借地の場合、事前協議の際に必ずしも土地賃貸借契約書の写しを提出する必要はありません。ただし、事業所の指定申請手続に土地賃貸借契約書の写しが必要になりますので、指定申請時までに御用意ください。万が一、指定申請時までに用意ができない場合は、事業所の指定ができませんので御注意ください。

(事業所の従業員の配置)

Q12 事業所の従業員の配置について、今後、募集又は他の事業所からの異動等により従業員を確保する予定だが、事前協議時においてはこれらの予定を見込んだ配置計画を提出することにより協議を行うことは可能か。

A12 可能です。

➤事前協議では、今後の予定を踏まえた人員配置計画を提示していただければ問題ありません。事業所の指定までに基準を満たす人員を確保してください。

(その他)

Q13 指定制限期間中において、現在の状況が「特別な事情により新規指定を行う条件(1)」に該当するか確認したいが、どうすればよいのか。

A13 当該条件に該当する状況になったときは、富士市ウェブサイトでお知らせします。

➤富士市が、特別な事情により新規指定を行う条件(1)の『事業所の廃止、富士市外への移転又は定員の減少により、指定地域密着型通所介護のサービス提供可能量が計画値（見込量）を一時的に下回るおそれがある』と判断したときは、富士市ウェブサイトでお知らせします。